

令和4年度機械化や大苗等による省力造林モデルのガイドライン構築及び
造林未済地や荒廃農地における造林の取組に関する調査委託事業

荒廃農地における植林 優良な取組事例集



令和5(2023)年3月

林野庁

はじめに

日本各地、特に中山間地域において、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地（以下、「荒廃農地」という。）の増加が顕在化しています。令和2年度においては、荒廃農地の面積は28.2万haとなっており、その内の約7割は再生利用が困難とされています。また、高齢化や労働力不足により、農地として維持することが困難な農地の発生が今後も増加することが懸念される状況となっていることから、農林水産省では「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を開催し、令和4年4月に、「長期的な土地利用」の具体的な施策の方向性をとりまとめました。

このとりまとめの中では、農用地として維持することが極めて困難であり、かつ農用地として将来利用される見込みのない土地ではあるものの、林地としては有望であるような土地を森林として利用する方向性が示されました。

これまでも農地の林地転用は行われてきましたが、極めて限定的なものでした。今後は、農村における土地利用の中で、災害に強い国土づくりや自然資本の持続的な利活用などを推進する観点からも荒廃農地の計画的な森林化を進めていくことが重要です。このため、地域の農業者の意向を踏まえ、**市町村が率先して地域調整を図り、取組を進めることが求められています。**

本事例集は、市町村の担当者が、農地の最終的な土地利用の方法として「**荒廃農地における植林**」を一つの選択肢として検討を進めるに当たり、**植林後のイメージも踏まえながら調整を進めるための参考**となるよう作成しました。本事例集が、地域ぐるみで荒廃農地の発生防止や解消に取り組むための一助となることを期待しております。

目次

はじめに

1. 荒廃農地における植林

- 1-1 荒廃農地とは 01
- 1-2 荒廃農地における植林の位置付け 02
- 1-3 利用可能な補助金等の支援策 04

2. 荒廃農地における植林の事例紹介

- 事例①：鳥取県東伯郡湯梨浜町 08
- 事例②：鳥取県東伯郡三朝町 10
- 事例③：群馬県利根郡みなかみ町 12

3. 荒廃農地における植林に向けた取組の流れ 14

- ① 地域の情報収集 16
- ② 地域課題の整理 16
- ③ 将来の目標設定 19
- ④ 事業の実施 21

4. 荒廃農地における植林にあたって留意すべき事項

- 4-1 土地利用のための手続き 22
- 4-2 土地利用のための整備 24
- 4-3 樹種選定 25

- 参考. 荒廃農地における植林の全国的な取組状況 28
(アンケート結果)

1

1 荒廃農地における植林

1. 荒廃農地における植林

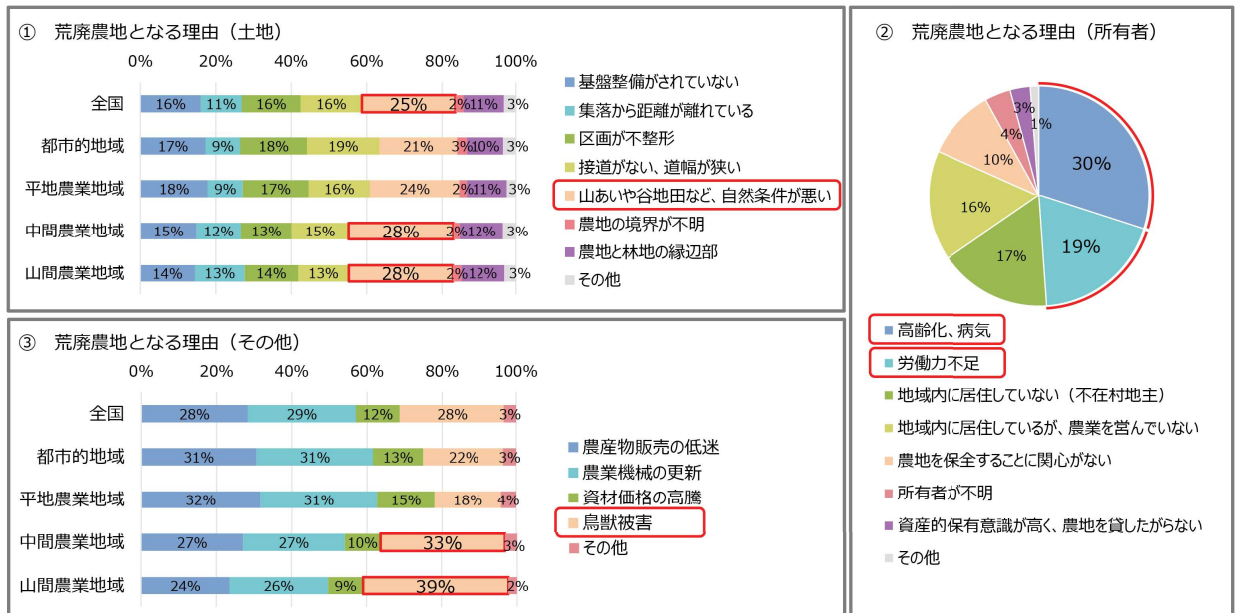
1-1 荒廃農地とは

荒廃農地とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のことを指します。

山あいや谷地田などで自然条件が悪い、農業就業者の高齢化（60歳以上が5割以上）や人口減少による労働力不足、鳥獣被害による営農意欲の減退等から、農地が誰にも管理されずに放置される荒廃農地が増えています。

荒廃農地がそのまま放置され続けると野生鳥獣の生息域が人の生活圏と重複するようになり、近隣の農地へ鳥獣被害を広げてしまうほか、病害虫の発生原因にもなり近隣農地へこれらを蔓延させるおそれがあります。また、廃棄物の不法投棄の温床になるなど、地域の環境を損なうだけではなく、その地域の活気を失うことにも繋がります。

このため、耕作の意思のない農地の所有者等だけではなく、自治体や農業委員会、農家や地元住民などを含めた地域ぐるみの取組により、対策を講じることが求められています。



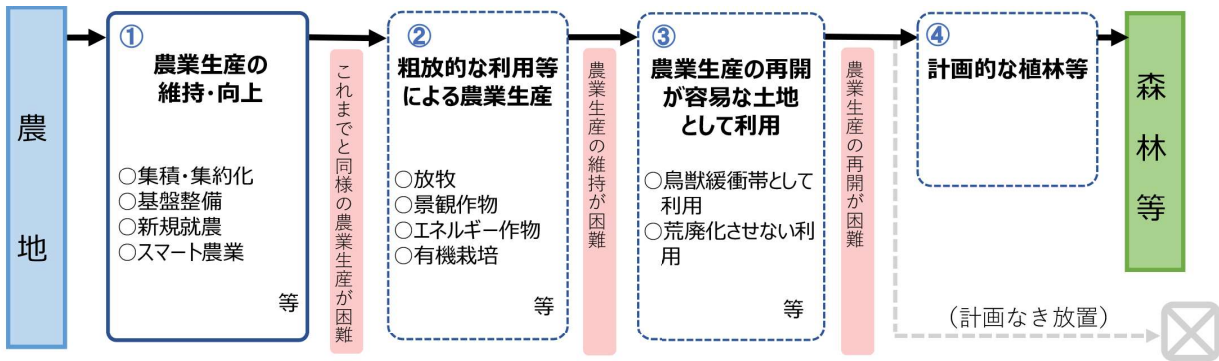
出典：農林水産省農村振興局調べ「荒廃農地対策に関する実態調査」
 令和3年1月に全市町村を対象に調査（回答率96%）

1-2 荒廃農地における植林の位置付け

農地としての維持が困難な土地の利用方法については、農林水産省の「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」において、下図のように段階的な4つの利用方法が示されました。農地は、農業生産に有効利用することが前提ですが、できる限りの対応策を講じても農業生産の

再開が困難な土地については、最終的に「計画的な植林」等により、農地を森林に転換することが提案されています。

本事例集は、④の段階に至り、対応に直面する担当者の参考となるよう、荒廃農地における植林の事例を取りまとめたものです。



出典：農林水産省「地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築（令和4年4月1日）」

土地利用の分類ごとの具体例



放牧
※農林水産省HPより



ビオトープ
※事例ガイド「これからの時代の地域デザイン」
～いかす国土、まもる国土、つかう国土～
(平成29年3月) (国土交通省)より



植林（早生樹）
※業務参考資料より

※ 積極的な土地利用ニーズがない場合、必要最小限の管理



景観作物・燃料作物（菜種）
※農林水産省HPより



鳥獣被害緩衝帯
※農林水産省HPより



再生利用困難な荒廃農地
※国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会 2019年とりまとめより

※第1回長期的な土地利用の在り方に関する検討会資料

出典：農林水産省「第3回長期的な土地利用の在り方に関する検討会（令和2年8月24日）」

コラム： 荒廃農地へ植林すること

農地には、農産物の供給の機能以外にも様々な機能があります。例えば、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育てています。また、美しい農村の風景は、私たちの心を和ませてくれるなどの大きな役割を果たしています。このため、農地を荒れたままにしておくよりは、植林したり、草刈りをしたりと人の手を入れることで、鳥獣害や病虫害の防止、景観の保全、生産される木材による副収入などのメリットを得ることが考えられます。また、植林して森林にすることで発揮される、水を育む、気候変動を緩和する、山地災害を防止するなどの多面的機能は、SDGsの様々な目標（水源涵養^{かん}、国土保全、炭素貯蔵、生物多様性など）の達成にも繋がっていきます。



荒廃農地に植林する意義は何だろう？

SDGsの達成や副収入など、地域や所有者にとってもメリットが大きいね。



我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



出典：林野庁「令和3年度森林・林業白書」

1-3 利用可能な補助金等の支援策

荒廃農地で植林を行うにあたり、利用できる支援策は後述（p.05～p.06）のとおり、農林水産省所管と林野庁所管の大きく2つに分けられます。

特用樹等のように植林後に肥培管理を行って樹種を栽培する場合は、農地のまま利用可能（転用手続き不要）であり、農林水産省の①②の支援策が利用できます。

一方で、植林後、将来的に肥培管理を行わず、林地化する場合は、転用手続きが必要になります。転用後は、林野庁による再造林のための支援策③～⑥も活用できます。つまり植林後の土地の利用目的や肥培管理の状況によって、「農地」又は「林地」のどちらかに分けられ、状況によって行政から受けられる支援策も異なります。

支援策

- ① 日本型直接支払いのうち中山間地域等直接支払交付金
- ② 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策
- ③ 林業・木材産業成長産業化促進対策
- ④ 森林整備事業
- ⑤ 森林・山村多面的機能発揮対策
- ⑥ 森林環境譲与税



樹種の例	肥培管理	転用手続き	支援策	
特用樹（キリ、ウルシ、ミツマタ） バイオマス燃料（ハコヤナギ）、花木等	する	不要	植林 ①②〔③〕	農地として管理・利用 ①（②）〔③〕
特用樹（キリ、ウルシ、ミツマタ） 用材（スギ、ヒノキ、カラマツ、センダン、コウヨウザン） 薪炭材・しいたけ原木（コナラ、クヌギ）等	しない	必要 p22 参照	植林 ①②〔③〕 ④⑤⑥	林地として管理・利用 （①②）〔③〕 ④⑤⑥

○数字は上記の「支援策」の番号に対応、
（ ）内は事業実施期間のみ支援可、〔 〕内は特用樹の場合のみ支援可
参考：農林水産省「農地の林地化（植林）に関する手続きと支援策」
農林水産省「特用樹の造林に関する手続きと支援策」他

！「特用樹」とは、食用、繊維、生薬、染料、油脂、工芸など用材以外の用途に利用される樹種の総称です。特用樹または花木等に対して植林後に施肥、病虫害防除、下草刈り、枝打ち等の肥培管理を継続して適切に行う場合、農地転用手続きは不要です。

！「特用樹」等であっても、将来的に肥培管理を行わず林地化する場合、農地転用手続きが必要です。

！スギやヒノキなどの用材の樹種であっても、植林後に肥培管理を行って苗木を栽培する場合、農地転用手続きは不要です。

農林水産省による支援策（令和4年4月時点）

① 日本型直接支払いのうち中山間地域等直接支払交付金

地域・集落共同活動による荒廃農地の発生防止・解消の取組を支援します。

内容： 農業生産条件の不利な中山間地域等における農用地への植栽、管理
補助率： 定額（緩傾斜 3,500円/10a、急傾斜 11,500円/10a 等）
対象者： 集落（協定）
問い合わせ先： 農村振興局農村政策部地域振興課中山間地域・日本型直接支払室
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

② 農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）のうち低コスト土地利用支援事業

地域ぐるみの計画策定、簡易な基盤整備、粗放的利用の取組を支援します。

内容： 再生利用可能な荒廃農地または荒廃化のおそれのある農地を対象に、放牧、蜜源作物、緑肥作物、省力作物、植林等による粗放的利用の植栽、管理
※令和4（2022）年から支援メニューに「鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林が追加されました。」
面積要件： 対象地区面積が約10ha以上（中山間地域は約5ha以上）且つ
整備対象面積が合計で0.5ha以上
補助率： 定額（ハード：1/2等、ソフト：種苗費、管理費等 初年度250万円、後年度5,000円/10a）
対象者： 地域協議会等
問い合わせ先： 農村振興局農村政策部地域振興課中山間地域・日本型直接支払室
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html>

林野庁による支援策（令和4年4月時点）

③ 林業・木材産業成長産業化促進対策

川上から川下までの取組を総合的に支援します。

内容： ウルシ等特用樹の植栽、林相改良、施設整備（倉庫等）等
 補助率： 1/2以内
 対象者： 都道府県、市町村、森林整備法人等
 問合せ先： 林野庁、お近くの都道府県森林・林業関係部局
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html>

④ 森林整備事業

植付、下刈り、間伐等への作業を支援します。

内容： 地域森林計画対象森林における植栽、播種、施肥等
 補助率： 集約化した森林（森林経営計画対象森林）で国・都道府県合わせて約7割
 それ以外の森林は約4割
 対象者： 森林所有者等
 問合せ先： 森林整備部整備課造林間伐対策室、お近くの都道府県の森林・林業関係部局
https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html

⑤ 森林・山村多面的機能発揮対策

地域住民等による森林の手入れ等の共同活動を支援します。

内容： 里山林における保全管理活動等の一環として行われる植栽、保育等
 補助率： 定額、1/2、1/3以内
 対象者： 地域住民や森林所有者等（3名以上）で構成する活動組織
 問合せ先： 森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室、
 お近くの都道府県の森林・林業関係部局
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

⑥ 森林環境譲与税

市町村の判断のもと、法律上の使途（森林整備等）に該当する施策を実施するための財源です。

内容： 市町村による森林整備の財源として、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分し譲与されています。
 市町村の判断のもと、「森林整備に関する施策」及び「森林の整備の促進に関する施策」の実施に充てることができ、実際に森林環境譲与税を用いて荒廃農地の林地化に関する事業に取り組んでいる町もあります。
 問合せ先： 森林整備部森林利用課、お近くの都道府県の森林・林業関係部局
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

コラム：5条森林と森林経営計画

民有林（国有林を除く全ての森林）のうち、森林法第5条に基づいて都道府県が立てる地域森林計画の対象となる森林を、通称「5条森林」と言います。この5条森林では、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想として、市町村森林整備計画が立てられています。さらに、森林所有者は、市町村森林整備計画に適合した森林経営計画を作成できることとなっています。森林経営計画とは、森林所有者等が、自ら経営を行う森林の施業等に関して5年1期で作成する計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林整備事業（p.06参照）に含まれる森林環境保全直接支援事業は、原則として、この森林経営計画に基づいて行う施業のみが支援対象となりますので、荒廃農地における植林に対してこれらの支援策を活用しようとする場合には、まずは当該農地を5条森林に編入し、計画の対象森林として組み入れる必要があります。

【計画書の主な記載事項】

- (1) 森林の経営に関する長期の方針
- (2) 計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴
- (3) 伐採（主伐間伐）、造林及び保育の実施計画
- (4) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法
- (5) 森林の保護に関する事項
- (6) 森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- (7) 路網整備に関する事項
- (8) 森林の経営の規模拡大及びそのために必要な路網整備等の目標
(必要に応じて記載)

2

荒廃農地における植林の事例紹介

- ① 鳥取県東伯郡湯梨浜町
- ② 鳥取県東伯郡三朝町
- ③ 群馬県利根郡みなかみ町

果樹園跡地をクヌギ林として活用 シイタケ原木生産の安定化を図る

鳥取県東伯郡湯梨浜町

鳥取県の特産であるナシの果樹園地は多くが中山間地の傾斜地にあり、現在では労働力不足などの理由で荒廃農地化が進んでいます。こうした中、県はきのこ栽培の推進を図り、平成28年度に「きのこ王国とっとり推進事業」を創設しました。この支援策を活用し、森林組合が主導して荒廃した果樹園跡地にクヌギを植栽した取組を紹介します。

<1. 湯梨浜町の概要>

- ・特産のナシ（二十世紀）は、水はけの良い傾斜地で栽培（栽培管理は手作業が中心）
- ・傾斜地にある果樹園の大半が耕作放棄地となり、獣害や竹林拡大が大きな問題
- ・国内唯一のきのこ関係の専門研究機関が所在し、シイタケ栽培に注力



<2. 取組に至った経緯>

荒廃農地の発生原因

労働力不足、果樹園跡地の放置

地域の特色

シイタケ栽培に注力

地域の課題

H23年の原発事故以降原木の調達先を変更したため原木価格上昇

地域の特色を生かした、荒廃農地の解消

荒廃農地にクヌギを植栽し、地元でシイタケ原木生産の安定供給を目指す

<3. 取組の流れ>

農地転用

- ・土地所有者が農地転用の手続き

植栽・管理

- ・組合が地拵え、植栽、下刈りを実施

クヌギの活用

- ・シイタケ原木に利用
- ・10年程度で成林し、伐採後は萌芽更新

課題

芽かきに要する費用負担の軽減

果樹園跡地にクヌギを植栽した取組

湯梨浜町の中山間地域では、特産のナシ（二十世紀）の樹園地があります。水はけのよい傾斜地を活かしたナシ栽培面積は、昭和58年をピークに労働力不足から減少に転じ、廃業する農家が増えています。その結果、荒廃農地化による鳥獣被害の発生や竹の侵入が大きな問題となっています。

一方、以前より、この地域で力を入れているシイタケ栽培に必要なシイタケ原木の価格が、平成23年の原発事故以降、大きく上がったことから、シイタケ原木を地元で生産して安定供給を図りたいといった要望があがるようになりました。

こうした要望を受け、果樹園跡地の対

策と、シイタケ原木の不足の両課題に対応する県単事業（クヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地等有効利用）事業）が平成28年度に創設されたことから、森林組合が主導しつつ果樹生産組合、農協と共同で、森林整備事業も活用しながら果樹園跡地にクヌギの植栽を開始しました。

これまでの成果と今後の展望

肥沃な果樹園跡地に植栽したことにより、一般的な造林地におけるスギ・ヒノキより早い8年程度で成林に至っています。また、多くの植栽地が平坦であったことから、下刈り補助金の対象外となる植栽後6年目以降も、農地の所有者が乗用

草刈り機を使用し、低コストに下刈りを実施することが可能となっています。

さらに、農地パトロール（利用状況調査）の義務化により、農地転用に要する期間が短くなったことが、荒廃農地の活用を展開する追い風となっています。萌芽更新後の芽かきに活用できる補助金がないことが課題として残されていますが、今後もシイタケ原木の供給量を増やしていけるよう、同様の取組を進めていく考えです。



クヌギの成林地（植栽から約8年経過の伐採適地）

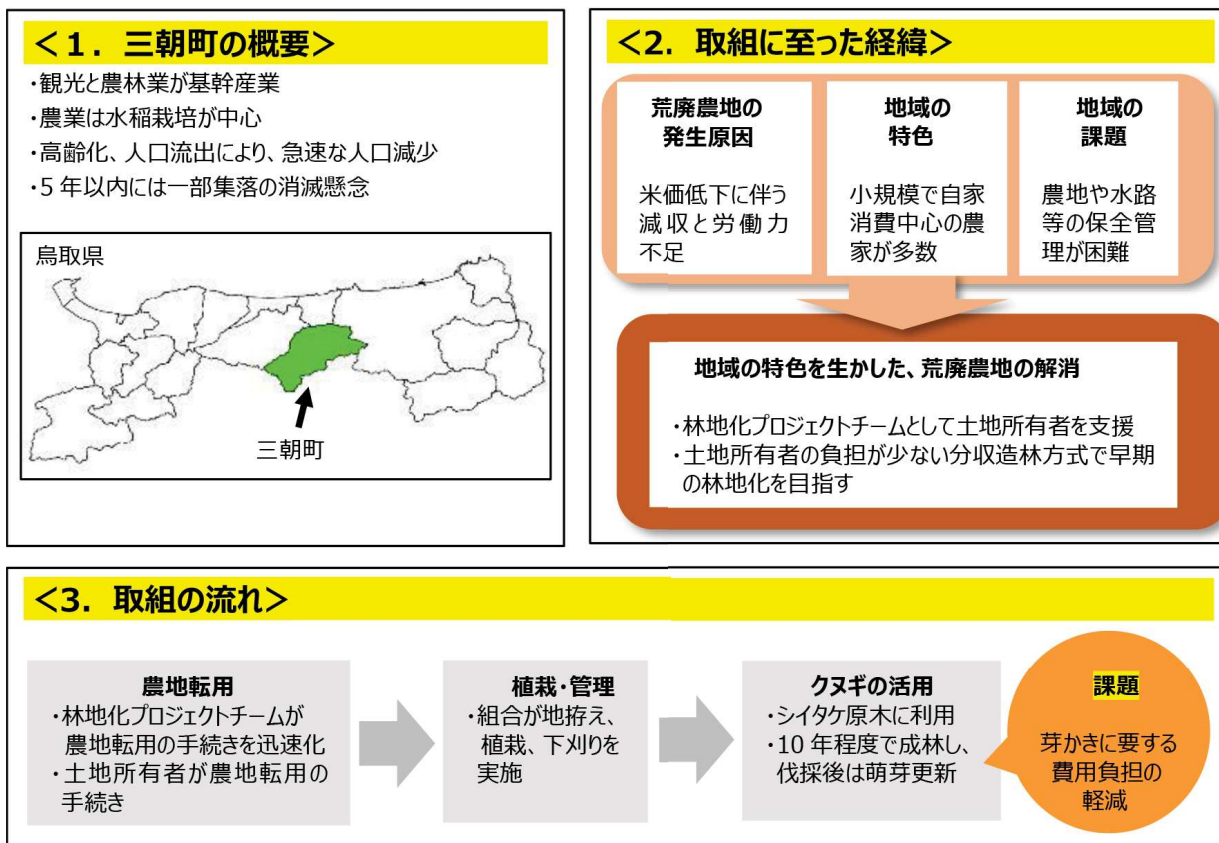
取組の流れ

H27	地域の情報収集	・果樹園跡地や放置されたままとなっている竹林などについて、土砂災害などの観点から対策が必要との要望を果樹生産者から県へ提出
H28	補助金の創設	・果樹園跡地や放置竹林、松くい虫被害跡地をシイタケ原木となるクヌギ林として造成・活用する県単事業が創設
H29	体制づくり地域の話し合い	・湯梨浜町が県単事業の活用を検討していたところ、果樹生産組合が果樹園跡地の有効活用について湯梨浜町へ相談 ・町の主導により、果樹生産組合、JA、森林組合で県単事業の活用に向けた検討を開始
H29	将来の目標設定	・県単事業の事業内容を踏まえ、森林組合、果樹生産組合、JAの3者により、果樹園跡地等をクヌギ林として活用し、シイタケ原木生産の安定化とブランド化を図ることを目標に設定
H30	土地利用の方向性を概定	・主に森林組合が主導し、県単事業や森林整備事業を活用して、果樹園跡地でシイタケ原木となるクヌギを植栽することを計画 ・クヌギの植林と管理は森林組合、成林後のクヌギ原木の購入はJAが行うことで合意
R1	事業実施	・果樹園跡地所有者が樹園地内の鉄線や棚を撤去 ・森林組合が地拵えを実施 ・森林組合がクヌギを植林（1,650本/0.55ha、ha当たり3,000本） ・森林組合が年1回の下刈り（人力）を実施
R2～R4	植栽後の維持・管理	・森林組合が年1回の下刈り（基本は5年間継続）を実施 ・鳥獣被害の軽微な植栽地では、植栽後3年目から4年目にかけて樹高が植栽直後の約2倍となる1.6mまで成長

町・農業委員会・森林組合が 林地化プロジェクトチームを結成

鳥取県東伯郡三朝町

関係者が林地化プロジェクトチームを結成して農地転用の手続きの迅速化を図るとともに、森林整備事業を活用しながら地権者の負担を極力減らした形での荒廃農地再生に取り組み、スギ・ヒノキよりも生育の早いクヌギを植栽した事例を紹介します。



林地化プロジェクトチームによる取組

三朝町の山間部集落においては、高齢化の進行や里部への人口流出等により、急速な人口減少が進行しており、特に、三朝町大谷地区においてはその状況が顕著で、近い将来集落が消滅するのではないか懸念されていました。さらに、昨今の米価下落に伴う減収、労働力不足や農地の受け手が減少したことにより荒廃農地となり、再生が困難な農地が増えている状況です。

今後、さらに荒廃農地が増えると、奥地の森林（水源涵養保安林）の管理が十分に行われずその荒廃にもつながることになり、森林の公益的機能の維持が困難になることが懸念されていました。

こうした中、森林組合の提案により三朝町大谷地区でクヌギを植栽する取組が平成28年度から始まりました。森林組合、県、三朝町、農業委員会が「荒廃農地の林地化プロジェクトチーム」を立ち上げ、

関係者間の情報共有を円滑にするなどして非農地化する手続きの迅速化を図りました。次に、①所有者と森林組合が分収造林契約を結び、②森林組合の費用負担でクヌギを植栽し、③伐採までにかかる費用を森林組合が立替え、④契約満了時の立木販売収入から立替えた費用を差し引いた上で残金を分け合う、という仕組みにより所有者負担を軽減することとしました。伐採後はシイタケ原木としてJAなどに売却し、所有者はその収益で原木生産を継続できる循環が出来上がっています。

これまでの成果と今後の展望

本取組では、プロジェクトチームが農地転用に係る関係者との情報共有や農業委員会総会の開催に合わせた円滑な事務処理を進めたことで、非農地化の手続きを迅速化できました。また、土地所有者の負担を極力減らしたことによってクヌギの植栽は16箇所、スギ・ヒノキの植栽も2カ所と取組が進展しています。当地域では湯梨浜町の事例と同様、萌芽後の芽かきに要する費用負担軽減の解決策を模索しながら、今後も本取組を継続させて、実績を積み重ねていく考えです。



県のブランドきのこ（菌床115） 出典：菌床椎茸協働組合

取組の流れ

H27	地域の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山の地域は高齢化や人口流出が顕著で荒廃農地が増加 ・このまま荒廃農地化が進むと、農林道や水路の維持管理、奥地の水源涵養保安林の荒廃、土砂崩壊が懸念
H28 ～ H29	体制づくり 地域の話合い	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合から鳥取県と農政局へ、荒廃農地の林地化の取組について提案 ・県出先機関の主導で、林地化した場合の課題について、地元市町、森林組合、JA、土地改良区等の関係者と協議を実施 ・森林組合、県、三朝町、農業委員会で「荒廃農地の林地化プロジェクトチーム」を結成（農地転用から林地化までの手続きを円滑化） ・所有者と森林組合で分収造林契約を結ぶ形式を検討
H29 ～ H30	将来の目標設定 土地利用の 方向性を概定	<ul style="list-style-type: none"> ・クヌギを植栽し、シイタケ原木を地域で持続的に供給できる体制を確立していくことを目標に設定 ・所有者と森林組合で分収造林契約を締結し、所有者の負担を軽減した上で、森林組合が植林から伐採まで取り組む仕組み（①～⑤）を決定 <ul style="list-style-type: none"> ①荒廃農地の所有者が土地を提供 ②森林組合が森林整備事業を活用しながらクヌギ植栽～伐採まで実施 ③成林したクヌギはシイタケ原木として JA などに売却 ④シイタケ原木は地元で活用 ⑤萌芽更新により再造林の負担も軽減できる持続可能な生産体制
R1	事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業を活用して、地拵え、植栽、下刈り、除伐を実施 ・森林組合がクヌギ植林（1,170本/0.57ha、ha当たり2,000本） ・森林組合が年1回の下刈り（人力）
R2～ R4	植栽後の 維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合が年1回の下刈り（基本は5年間継続） ・クヌギは10年程度で伐採してシイタケ原木に活用するといった循環が成立

荒廃農地等にキリを植栽 農地転用せずに荒廃農地等を活用

群馬県利根郡みなかみ町

みなかみ町では農業の継続が困難な農地にキリを植林し、少ない作業負担で維持・管理する試みが令和4年度より始まっています。荒廃農地及び遊休農地（以下、「荒廃農地等」という。）の抑制や解消、鳥獣被害の発生防止などを目的として、農林水産省の新たな支援策を活用して取り組んでいます。まずは、初年度における、計画策定、苗木の育成などの取組を中心に紹介します。

<1. みなかみ町の概要>

- ・町の90%以上を山林が占有
- ・主な産業は小規模な農業と観光業
- ・過去に養蚕が盛んであったため、桑畑が多い
- ・過去にキリを「上州桐」として筆筒や下駄の用材として利用



<2. 取組に至った経緯>

荒廃農地等の発生原因

養蚕産業で栄えた名残の桑畑が放置

地域の特徴

キリ生産の過去有り、最近でも取組事例有り

地域の課題

「上州桐」としての高級材を生産管理することが困難

地域の特徴を生かした、荒廃農地等の解消

- ・荒廃した農地にキリを植栽し、荒廃農地等の発生抑制及び解消を目指す
- ・農業者の負担軽減となるような育成手法の確立及び汎用性の高い活用方法の確立を目指す

<3. 取組の流れ>

苗木生産

- ・会津里山森林資源育成研究会から苗木技術を習得
- ・町内の園芸農家で育苗

植栽・管理

- ・5年間で1.3haに植栽
- ・協議会が植栽とその後管理を5年間受託
- ・省力的な維持管理を交付金で支援

キリ材の普及

- ・町内の木工業者による製品加工、販売
- ・販路の拡大を含め、キリ材の活用を模索

取組1年目の課題
地域ぐるみでの参画範囲を広げる

地域ぐるみでの荒廃農地等解消の取組

みなかみ町では、急傾斜、狭小の農地が多いこと、木材価格の低迷等から、農林業の両立が困難になりつつあり、また養蚕産業で栄えた名残である桑畑が放置されるなどして、荒廃農地等の発生が進んでいます。

今回、荒廃農地等発生抑制及び解消に取り組むに当たって、以下の3点が大きなポイントでした。

- ① 過去に「上州桐」が筆筒や下駄の用材として利用されていたことや、「赤谷プロジェクト※」の一環として、キリを試験的に植栽していたことからキリの植栽について情報収集ができたこと

※：群馬県みなかみ町北部の国有林「赤谷の森」において、地域住民で組織する協議会や林野庁などが協働して生物多様性の復元と持続的な地域づくりを進める取組

②キリの苗木生産の実績のある福島県から助言を得つつ、キリ生産の技術継承・定着が図れる体制を構築できたこと

③「最適土地利用対策」の計画策定を通して、地域の荒廃農地等の課題を地域と共に整理ができたこと

農作物の栽培に比べて管理や育成に手間のかからないキリの栽培方法を探りながら、地域産業の活性化にもつなげていくこととして、令和4（2022）年に取組1年目がスタートしました。

今後の展望

町内木工業者の魅力的な製品開発を通じてキリ植栽を普及していくことで、今後は地域の産業活性化の契機の一つとできるよう、キリ材の販路や用途の拡大にも取り組んでいく考えです。



キリの苗木（2022年7月撮影）：みなかみ町役場提供

取組の流れ

R1.4	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤谷プロジェクト」の一環として遊休農地 2,000 m²に 50 本のキリを試験的に植栽していた関係者（地域住民で組織する協議会等）から情報収集 ・農業従事者の高齢化やそれに伴う労働力不足、後継者不足から農地の管理が難しくなり、荒廃農地化している場所を把握、荒廃農地化して 10 年～15 年程度経過している箇所も存在 ・荒廃農地の解消に活用できる支援策（最適土地利用対策）に植林のメニューが追加されたことを把握し、活用の検討を農政局に相談
R4.3～ R4.5	体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地の解消に向け、支援策を活用したキリ植栽の取組について、申請候補となる地区の農業者に声掛け ・申請地区は、農地の保全が将来的に困難であるとされる2地区を想定 ・関心を示した農業者・木工業者の計 7 名とみなかみ町で構成される「みなかみ町最適土地利用地域協議会」を設立
R4.6～ R4.8	土地利用の方向性を概定	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成員及び苗木生産を担う園芸農家を参集し随時会合・打合せを実施し、取組の内容（①～④）を決定 ①植栽後の管理作業が農作物の栽培よりも比較的軽微なこと、植栽後は周辺農地の鳥獣被害の軽減するための緩衝帯として期待できることからキリ植栽を決定 ②植栽後は農地として管理を5年間受託、荒廃農地等活用の継続を促す ③福島県でキリ苗生産を行う専門家を講師とするキリの玉植苗の生産に関するワークショップ形式の技術講習を開催 ④栽培したキリは町内の木工業者により製品加工、販売を目標
R4.11～ R4.12	計画申請	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の決定を踏まえ、みなかみ町が交付金事業の計画を作成し申請
	整備事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・前身の実証試験で令和元年に植栽した地区は肥培管理を実施 ・協議会を含めた地域の話合いで情報交換を行い、荒廃農地等を解消する候補地を選定 ・令和5年4月～5月頃、荒廃農地2地区において植栽（予定）
R5以降	今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・本取組の出口となる桐材の活用については、町内木工業者の製品販売を通じた販路の拡大、用途開発を検討 ・以降、事業終了年の令和8年までは、同様のサイクルで取組を進める

3

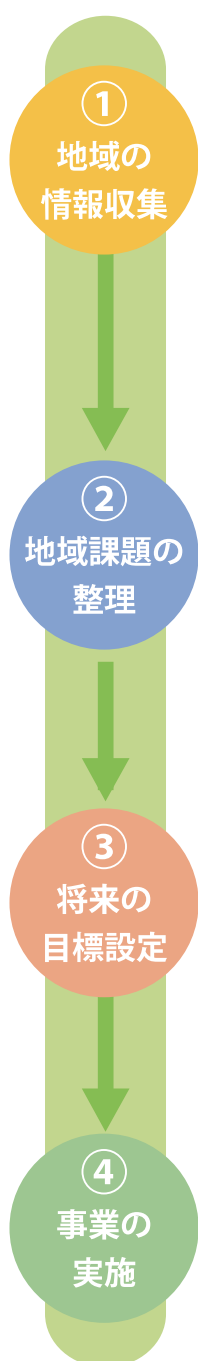
荒廃農地における植林に向けた 取組の流れ

3. 荒廃農地における植林に向けた取組の流れ

今後の地域の土地利用を検討する上では、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集約化等を進めることが求められています。

ここでは、それでもなお農地として維持することが困難な荒廃農地における植林（林地化）に注目し、土地利用・管理と地域づくりを一体的に検討し、方向性を示す、といった考え方で4つのステップに整理しましたので、紹介します。

4つのステップ



行政担当者が、荒廃農地に関する地域の課題、行政に寄せられてきた要望等を整理し、行政が対応すべきことや荒廃農地の解消に向けた取組の対象地域を検討します。

次に、荒廃農地の解消に向けた取組について、対象地域で説明会（ワークショップ等）を開催し、より具体的な情報収集を行うとともに機運の醸成を図ります。

行政担当者が、荒廃農地に関わる関係者に声かけを行い、取組の実施に向けた体制づくり（協議会の設置等）を行います。また、鳥獣被害といった荒廃農地に起因する問題等を地域全体の課題として捉え、協議会等において地元住民と議論を深めます。

地域の特色や課題を踏まえて荒廃農地活用の目標を定めた上で、活用できる制度や補助金を選定します。

①～③までのステップを踏まえ、取組方針を定め、植栽、その後の管理を行っていきます。その際には、PDCAサイクルで継続した取組とする必要があります。

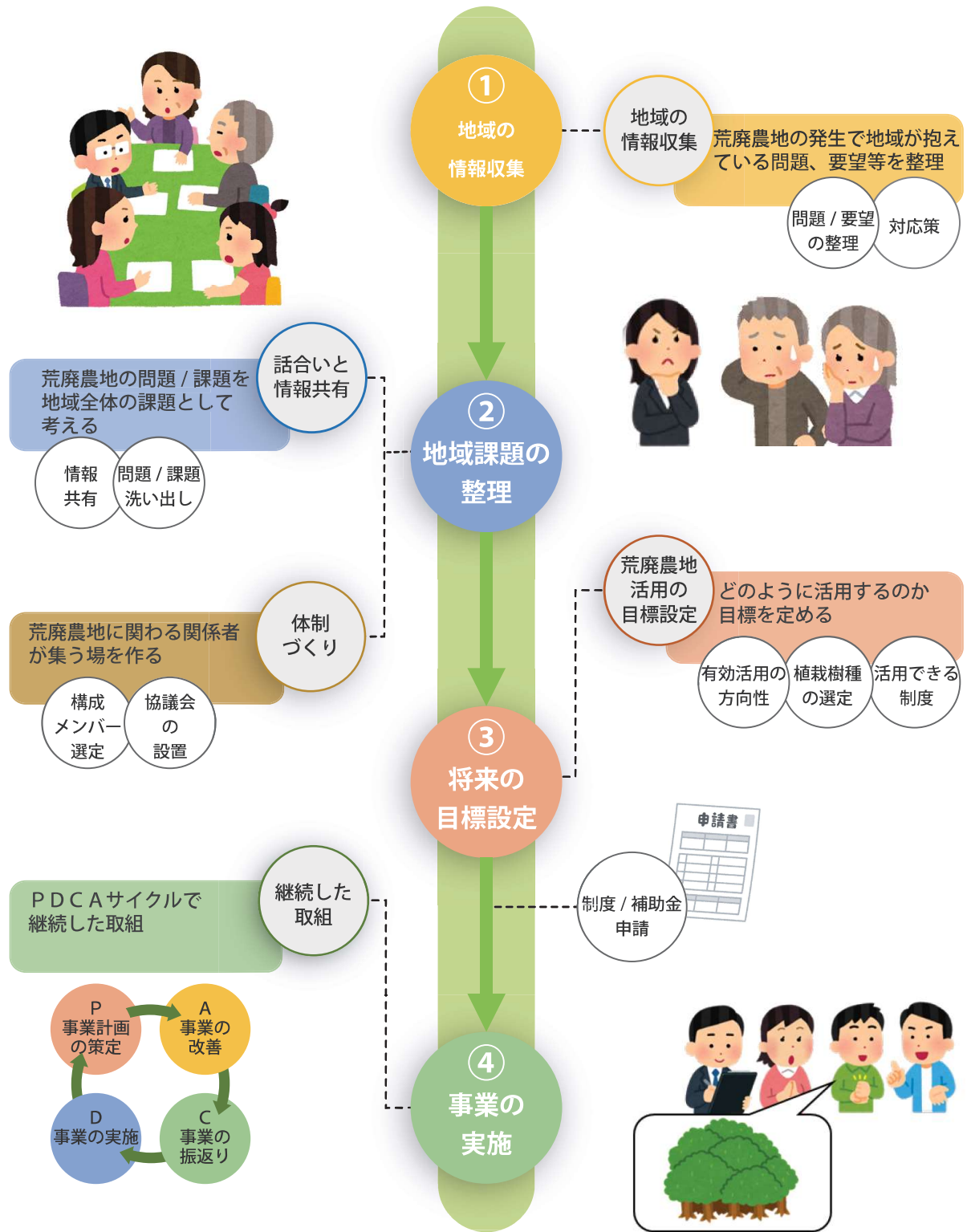
1. 荒廃農地における植林

2. 荒廃農地における植林の事例紹介

3. 荒廃農地における植林に向けた取組の流れ

4. 荒廃農地における植林にあたって留意すべき事項

参考 荒廃農地における植林の全国的な取組状況



参考：国土交通省「国土の管理構想」
農林水産省「地域計画策定マニュアル（案）」「活性化計画の手引き」

① 地域の情報収集

行政担当者が、荒廃農地に関する地域の課題、行政に寄せられた要望等を整理し、行政が対応すべきことや荒廃農地の解消に向けた取組の対象地域を検討します。次に、対象地域で説明会（ワークショップ等）を開催し、より具体的な情報収集を行うとともに機運の醸成を図ります。

i 地域の現状・課題の把握と働きかけ

- ・各地区の関係者への聞き取りにより、地域及び農地の管理状況に関する現状と課題を把握し、取組を実施すべき地区の選定に向け情報を整理する。

ii 機運の醸成

- ・地域に対して取組実施の必要性和将来の見通しについて説明会を開催し、機運の醸成を図る。

<荒廃農地の植林に関する留意点>

- ・この段階では、行政担当者が、荒廃農地に係る課題解決の方向性をイメージしておく程度であり、植林はあくまでもその解決策の一つとして、想定しておくといよい。
（本事例集、巻末参考文献参照）

- ・説明会の場において、植林という選択肢について、メリットやデメリットも含めて提示する。

② 地域課題の整理

行政担当者が、荒廃農地の関係者に声かけを行い、取組の実施に向けた体制づくり（協議会の設置等）を行います。また、鳥獣被害といった荒廃農地に起因する問題等を地域全体の課題として捉え、協議会等において地元住民と議論を深めます。

i 体制づくり

- ・地域の実情に詳しい人や外部への働きかけを精力的に仕掛ける人、地元との調整役など、地域での取組を進めたい人を中心とした構成員とする。

<荒廃農地の植林に関する留意点>

- ・議論の中心はあくまで地元住民であるが、課題に応じて議論の進行に助言できる専門家（例えば、都道府県の普及指導員や集落支援員等）を参画させるとよい。

1. 荒廃農地における植林

2. 事例紹介 荒廃農地における植林の事例紹介

3. 向けた取組の流れ 荒廃農地における植林に向けた取組の流れ

4. あたつて留意すべき事項 荒廃農地における植林にあつて留意すべき事項

参考 全国的な取組状況 荒廃農地における植林の全国的な取組状況

- ・ 地域の実情、課題に応じ、行政機関や有識者、JA、森林組合などの様々な主体への声かけが必要である。

ii 地域の農地地図の作成

- ・ 日常の実感として、守っていききたい農地や地域の魅力、特徴（+その理由）を地図に落とし込む。
- ・ 地域の資源は農地利用や地域を考えるコアになるため、地域の魅力を再発見する取組は、地域の農地利用について考えるベースづくりに有効である。

iii 農地地図への課題の記入

- ・ 日常の実感として、農地利用について課題と考えられるところを地図に落とし込む。

- ・ 特に中山間地域では、森林・林業が地域の産業や環境等に関する重要な役割を担っていることから、荒廃農地への植林の実施如何に関わらず、森林組合の参画が重要である。

- ・ 荒廃農地における植林を検討する場合には、森林組合等からの情報提供も受けつつ、以下の事項を整理するとよい。

－ 当該地域の林業経営における一般的な施業地の傾斜との比較（一般的な施業地より緩傾斜であるほど、荒廃農地における植林の優位性が増す）

－ 荒廃農地の接道状況（接道が確保できていれば、植林コストが抑えられ、植林後の管理も容易になる）

－ 鳥獣被害の発生状況（周辺の施業地における被害の発生状況を踏まえ対策を講じる）

－ 周辺林地における森林経営計画の作成状況（周辺林地との一体的な管理の可否を検討する）

- ・ 具体的には、参考事例のイメージ地図のように、排水性等の面から生産性が低く、林地と接して鳥獣被害が発生しやすい谷津田等のエリアの農地に植林し、周辺林地との一体的な管理を図ること等が考えられる。

参考事例 植林も含めた荒廃農地活用のイメージ地図（課題未記入）



出典：農林水産省「最適土地利用対策簡易パンフレット（令和4年4月版）」一部改編

③ 将来の目標設定

地域の特色や課題を踏まえて荒廃農地活用の目標を定めた上で、活用できる制度や補助金を選定します。

i 将来予想

- 前提として、労働力が減少することを想定した10年後を見据え、以下の視点から課題を認識してもらう。
- 10年後の労働力が減少する状況において、現在顕在化している課題（現在の農地利用・管理状況によって生じている課題や、現在の農地利用や資源を維持するために解決すべき課題）はどのように変化していくと考えられるか、新たに気づいた課題についても整理し、地図に落とし込む。

<荒廃農地の植林に関する留意点>

- 「様々な努力を払ってもなお維持することが困難」なことを前提として、林地に接する荒廃農地にあつては、鳥獣被害の防止や周辺林地との一体的な管理を可能とするため、植林が有力な解決策の一つとなることを提起する。
- 植林した場合でも周辺環境への悪影響はないか。悪影響がある場合、持続可能な方法で管理する方法（例えば、集落共同で草刈りをする等）を考える。
- 植林した場合でも管理作業が不要になるものではない。植林した後、植栽した木の生育の支障となる雑草木の除去のため、数年間の下刈りを要する他、樹種によっては幹が直立するように芽かきを求められることもある。

1. 荒廃農地における植林

2. 荒廃農地における植林の事例紹介

3. 荒廃農地における植林に向けた取組の流れ

4. 荒廃農地における植林にあたって留意すべき事項

参考 荒廃農地における植林の全国的な取組状況

ii 有効活用の方向性

- 地場産業や地域資源との関連性に加え、優先的に活用したい荒廃農地、管理がなされないと問題が発生すると考えられる荒廃農地など、優先的に有効活用していきたい荒廃農地を選定する。
- これらの荒廃農地について、具体的に今すぐに何ができるか、来年度何ができるか、5年後までに何ができるか、5年目以降何ができるか、といった着手時期も含めて取組の検討を行う。

<荒廃農地の植林に関する留意点>

- 植栽する樹種は、環境要因（土壌、地形、地質、気象等）に適した樹木を選定することが大前提であるが、行政担当者が荒廃農地の植林に取り組むに当たっては、荒廃農地の所有者や地域の意向に沿った形で植林に取り組む必要がある。
- 植林した場合の目標林型は、生産目標、すなわち想定する主要な用途から決まる。一般用材、その他の林産物を含め、その生産目標により、収穫対象となる林木が備えるべき径級や形質が異なるため、それにより、主伐（収穫）時期やそこに至るまでの管理方法が決まる。
- 他方、生産機能より、生物多様性の保全等、多面的機能を重視した植林も想定される（例えば谷津田周辺の環境を活用した生物多様性の保全等）

④ 事業の実施

①～③までのステップを踏まえ、取組方針を定め、植林、その後の管理を行っていきます。その際には、PDCAサイクルで継続した取組とする必要があります。

i 方針の策定

- ・ 目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画や、農地としての維持が困難な農地の粗放的な利用等を目指す活性化計画を踏まえ、③で整理した内容を取組方針としてまとめ、地域で共有する（Plan）。制度等を活用する場合には、必要な手続きを進める。
- ・ 取組方針の策定が難しいものについては、継続的な検討が必要な取組として整理をする。

ii 継続的な改善の取組

- ・ 取組の継続性を担保するため、定期的に地域で話し合いをしていくための実施体制を確立する。
- ・ 話し合いの話題としては、以下の内容が想定される。
 - 地域や農地の利用・管理に関する情報の集約と共有
 - 既存の取組の改善（事業計画の改定等）
 - 今後の農地利用・管理に関する新たな取組内容の具体化 等

< 荒廃農地の植林に関する留意点 >

- ・ 木材生産を目的とした植林の場合は、地域森林計画に編入し、森林経営計画を策定する（継続して肥培管理を行う場合は不要）（Plan）。
 - ・ 荒廃農地における植林に取り組むに当たり、一般的な林地における造林に関する技術情報も参考とする。（※林野庁「森林づくりの新たな技術—造林関係（植栽）—」
-
- ・ 荒廃農地における植林の実施（Do）後、植栽した木の生育状況と雑草木との競合状態をモニタリングし、目標林型へ順調に向かっているか評価する（Check）。
 - ・ 目標林型へ順調に向かっている場合には、引き続き管理を継続するが、目標林型へ向かっていない場合には、下刈り、除伐・間伐等の管理作業の要否、目標の再設定等を判断する（Act）。

1. 荒廃農地における造林

2. 荒廃農地における植林の事例紹介

3. 荒廃農地における植林に向けた取組の流れ

4. 荒廃農地における植林にあたって留意すべき事項

参考 荒廃農地における植林の全国的な取組状況

※：林野庁「森林づくりの新たな技術—造林関係（植栽）—」
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/houkokusho/syokusai.html>

4

荒廃農地における植林に当たって 留意すべき事項

4. 荒廃農地における植林にあたって留意すべき事項

4-1 土地利用のための手続き

農地は、米、野菜、果樹等を栽培するための土地であり、農地に一般の樹木（スギ、ヒノキ等）を植える場合には農地転用の許可が必要です。農地転用を許可する権限を持つのは、都道府県知事、又は指定市町村※の長ですが、どちらが許可する場合であっても申請の窓口は市町村の農業委員会となります。

なお、農地転用の許可を得ないで樹木を植えた場合、農地法に違反することとなります。違反があった場合は、都道府県知事又は指定市町村の長は、原状回復等の命令を行うことができるとされています。

農地への植林を検討する場合は、まずは農業委員会への相談が必要です。

※ 指定市町村とは、「農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている」として、農林水産大臣が指定した市町村のことです。



！農地にスギやヒノキ等を植林したい場合、農地転用手続き：必要
地目変更登記手続き：必要

植林を検討している農地が以下に該当する場合は、原則、農地転用の許可を受けることができません。このため、まずは農業委員会に転用の可否を確認した上で、農地転用手続きを行う必要があります。

- ・農用地区域内の農地の場合（農用地区域から除外できない場合は、農地転用許可はできません。このため、あらかじめ市町村の農業振興地域制度担当にご相談いただく必要があります。）
- ・農用地区域以外の農地であって、以下の要件に該当する場合
 - ① 周囲に10ha以上の農地が広がる優良農地
 - ② 土地改良事業が実施された農地

さらに、農地転用許可権者の判断に従い、隣接する農地の営農に支障が生じないように、「一定の距離」を置いて植林することが必要な場合がありますので留意が必要です。

なお、植林後、施肥、病害虫防除、下草刈り、枝打ち等の肥培管理を全期間にわたり継続して適切に行う場合には、引き続き農地として管理することができ、農地転用及び地目変更登記の手続きは不要となります。

**！非農地判断された農地にスギやヒノキ等を植林したい場合、農地転用手続き：不要
地目変更登記手続き：必要**

農業委員会によって非農地と判断された農地については、農地法が適用されなくなり、農地転用の手続きは不要です。なお、土地所有者から農業委員会に対し、農地として再生困難な土地であることの証明を申請することができる場合もあり、その際に「非農地証明」が発行された農地については、農地法が適用されなくなります。なお、これら非農地と判断された土地が農用地区域内にある場合は、植林を行う前に農用地区域から除外する必要があるため、市町村の農業振興地域制度担当にご相談いただく必要があります。

また、**非農地判断された農地の登記簿上の地目は自動で変更されない**ため、農地の地目変更登記の手続きが必要です。原則、この手続きは土地所有者が申請することとされていますが、未申請が多いという問題があります。このため、一部の市町村では、円滑な手続きのために市町村長が一括して法務局に地目変更の申出を行い、法務局が地目変更登記を行っている場合があります。

4-2 土地利用のための整備

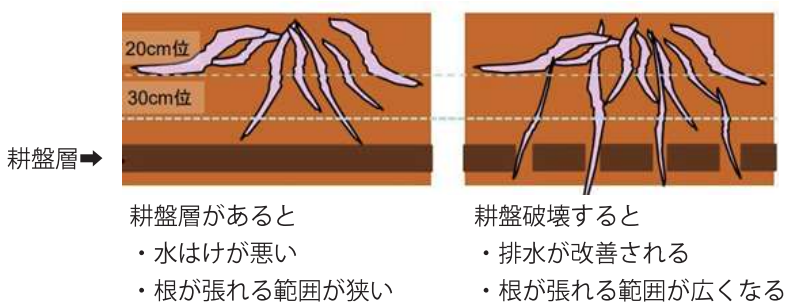
植林を行う前の農地がどのような形態で耕作されていたのかによって、整備にかかる労力が大きく異なります。例えば、以前に「田」であった場合は、農業機械によって土壌が踏み固められ、硬い土層（耕盤層）が形成されており、排水不良等の問題が起きる可能性が高くなります。その場合、植林の前に重機などで耕盤層を破壊し、排水性を確保する必要があります。また、以前に「果樹園」だった場合には、鉄線・棚、及びモノレールの撤去が必要になる場合があります。

植林を行う前に、農業委員会や周囲の農家に相談し、土地の状態等について十分に確認することが重要です。

コラム： 耕盤破壊で排水改善

田は水稻を栽培する上で水を溜める必要があります。溜めた水が地中に吸い込まれないよう、田の底には耕盤層があり水を逃がさない構造になっています。ところがこの耕盤は水を逃がさない代わりに、水はけが悪くなるという面も持っています。

田に植林をするときに困るのがこの耕盤です。雨が降ると水が溜まってしまい、水はけが悪くなり根腐れしたり、耕盤が浅い位置にあると根が張れる範囲が狭くなったりして、植栽木の生育に大きく影響します。植林前には、1カ所でも良いので田を掘ってみて、耕盤を確認し、必要であれば重機などで耕盤破壊して排水を改善しましょう。



出典：耕盤層と心土破碎（沖縄県）

4-3 樹種選定

樹木の成長に影響を及ぼす環境要因としては、土壌（堆積様式、深さ、土性）、地形（局所地形、方位、傾斜）、地質、気象（気温、降水量、風衝）などがあります。なお、植栽樹種は、植栽箇所の環境要因（土壌、地形、地質、気象等）に適した樹木を選定することが大前提です。

一方で、行政担当者が荒廃農地の植林に取り組むにあたっては、荒廃農地の所有者や地域の意向に沿った形で植林に取り組む必要があります。

ここでは、調査を行った3つの事例（p.08~p.13）も参考に、樹種の選定の基本的な考え方を荒廃農地の植林の目的と併せてお示しします。

① 荒廃農地の林地化の目的

現地調査を行った3つの事例は

- ・鳥取県湯梨浜：クヌギ
- ・鳥取県三朝町：クヌギ、スギ、ヒノキ
- ・群馬県みなかみ町：キリ

となっており、いずれもシイタケ生産や桐工芸品製造といった地域の産業（地場産業）への資材の供給を目的とした植林、つまり地場産業や地域の振興を目的とした植林です。

一方、三朝町の一部で行われているスギ、ヒノキの植林は、将来的にそこから生産される原木を供給することにより地域の林業・木材産業を支えていくことが期待されます。

また、これら以外に、景観の維持・改善、不法投棄の防止といった、全国で共通する目的も考えられます。

② 植栽樹種の選定の主体

植栽樹種を「どうやって決めるか」ということに着目すると、例えば群馬県みなかみ村の場合、農業者、木工業者、みなかみ町で構成される協議会で決定しています。

このように、荒廃農地の所有者、地場産業の関係者、行政機関などで構成される地域協議会で協議・検討し、それぞれの意向を尊重しつつ合意形成を諮った上で決定していくことが重要です。植栽樹種の選定は土地所有者の意向が反映される場合もあれば、地場産業の関係者の意向が反映される場合もあるなど様々なケースが考えられます。

③ 植林の目的と植栽樹種

荒廃農地の林地化の目的や地域の社会的条件は各地域で異なるため植栽樹種も異なりますが、想定される林地化の目的とそれに適した植栽樹種の代表例を次の表で示します。



目的		樹種（適地）	生育に要する期間(例) (伐採や開花までの期間)
地場産業等の振興	家具等生産業への原木供給	センダン（西南日本）	20～30年
	バイオマス発電所 チップ工場への 原木供給	コウヨウザン（西南日本）	20～30年
		チャンチンモドキ（西南日本）	7～8年
		ハコヤナギ（九州以北）	3～5年
		ユリノキ（全国）	10～25年
	漆器生産、文化財修復への 材料供給、工芸品生産	ウルシ（全国）	15～20年
		キリ（全国）	20～30年
シイタケ原木供給		クヌギ（岩手県以南） コナラ（九州以北）	15～20年 20～30年
地域の活性化	観光資源の創出 地域住民の憩いの場づくり	サクラ類（全国）	5～6年
		ウメ（全国）	3～4年
		サルスベリ（全国）	7～8年
		ナンテン（西南日本）	2～3年
		モミジ類（全国）	7～8年
土地所有者の財産形成	建築用材生産	スギ（全国）	35～50年
		ヒノキ（九州以北）	45～60年
		カラマツ（東北日本）	30～40年
		コウヨウザン（西南日本）	20～30年

④ 植栽樹種の紹介



■ センダン

分 布：国内（四国、九州、沖縄）、中国、台湾

樹 形：幹は30m、胸高直径1mに達する

利 用：木目の美しさや加工のしやすさから家具材としての利用が期待されている。

その他：試験植栽の結果、植栽適地は谷筋を含斜面下部の狭い範囲と考えられ、耕作放棄地もその適地として期待できる。植栽後は最低年2回、枝下高が求める直材の長さになるまで芽かきが必要。

伐 期：20～30年



■ コウヨウザン

分 布：中国原産

国内（中国、四国、九州）

樹 形：高さ30m、胸高直径2mに達する。

強い萌芽力がある。

利 用：主として用材としての活用が期待されている。

その他：造林初期の野兔による激しい食害が報告されており対策が必要。

伐 期：20～30年



■ クヌギ

分 布：国内（本州は岩手・山形県以南、四国、九州、沖縄）

朝鮮半島、中国、台湾、東南アジア

樹 形：高さ15m、直径60cm以上に達する。

利 用：建築材、器具材、薪炭材、シイタケの原木

その他：15～20年程度でシイタケ原木として利用が可能となり、以降は萌芽更新により循環させることができる。

伐 期：15～20年

1. 荒廃農地における造林

2. 荒廃農地における植林の事例紹介

3. 荒廃農地における植林に向けた取組の流れ

4. 荒廃農地における植林にあたって留意すべき事項

参考 荒廃農地における植林の全国的な取組状況

参考

荒廃農地における植林の
全国的な取組状況
(アンケート結果)

参考. 荒廃農地における植林の全国的な取組状況（アンケート結果）

荒廃農地における植林について、全国的な実施状況を把握するため、令和3（2021）年から令和4（2022）年にかけて、地域の森林づくりに精通している森林組合を対象としたアンケートを実施しました。

全国624組合のうち、238組合から回答があり（回答率38%）、うち73組合が荒廃農地における植林の取組事例を把握していることがわかりました。そこで、この

73組合を対象とし、それぞれの取組事例に関する具体的な情報を把握するためのアンケートを実施したところ、14組合（回答率19%）から20の事例について回答がありました。

ここでは、このアンケート結果から得られた情報を整理し、荒廃農地における植林の全国的な取組状況を概括します。

①植林に至った理由・関係者の役割について

植林に至った最も大きな理由を問うたところ、「地権者の意向」との回答が最も多く（図1）、地権者からの依頼を受けた森林組合が施業した事例が多いことがわかりました（図2）。市町村行政の関わり方については、関わっていないとの回答が最も多く、森林組合に比べ、荒廃農地における植林への関与の度合いは低い傾向にありましたが、行政が関係者間の調整を担ったという事例もみられました（図3）。

図1 植林に至った最も大きな理由を教えてください



図2 植林に至るまでの貴組合の関わり方について教えてください

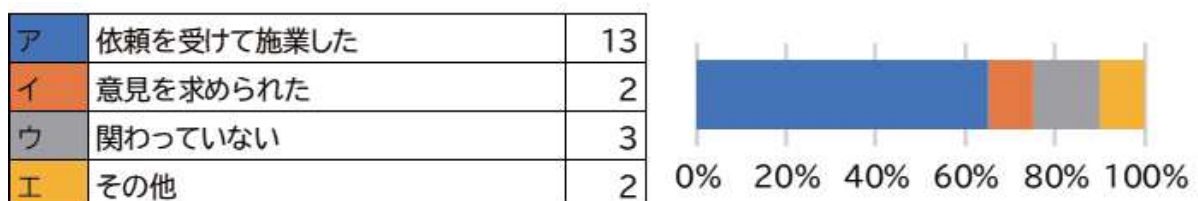
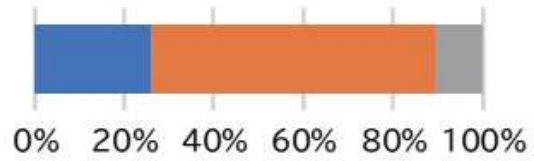


図3 植林に至るまでの市町村行政の関わり方について教えてください

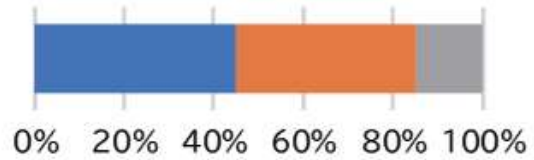
ア	関係者間の調整を行った	5
イ	関わっていない	12
ウ	その他	2



また、植林後の管理主体は、所有者を含む農家が続ける場合と、森林組合が担う場合で同程度の割合でした（図4）。

図4 植林後の管理主体を教えてください

ア	農家(農地所有者を含む)	9
イ	森林組合	8
ウ	その他	3



② 植林に係る施業について

植林の目標林型は、「従来型の用材生産」に設定して施業された事例が最も多い状況でした（図5）。一般的な造林地と比べ、荒廃農地は雑草や灌木が茂り、植林にかかる費用の掛り増しが心配されますが、アンケート結果では、造林地との工程の違いについて「とくになかった」と回答した事例が最も多く、植林費用が掛かり増しになるという傾向は見出せませんでした（図6）。また、地拵え（植林の前に行う整地作業）の方法としては、人力地拵えが最も多く、半数を占めました。機械（重機）を利用した事例も認められました（図7）。掛り増し工程がないことや、機械を利用して省力的に地拵えを実施した事例があったことも影響し、実際に要した地拵えの費用も、50万円未満の事例が多い状況でした（図8）。

図5 植林の目標林型を教えてください

ア	従来型の用材生産	17
イ	早生樹での短伐期施業	1
ウ	その他	2

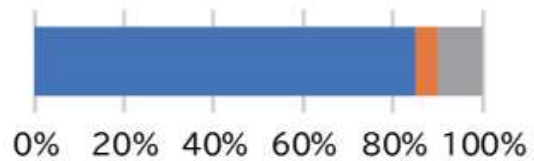
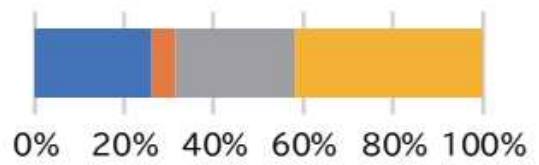


図6 一般的な造林地との違い(最も掛り増しとなった工程)には

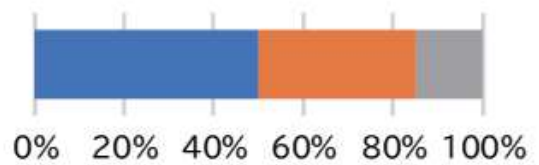
ア	雑草木の刈払い	5
イ	明渠	1
ウ	その他	5
エ	とくになし	8



内訳：残枝の搬出2、資材1、無回答2

図7 どのような地拵えを行いましたか

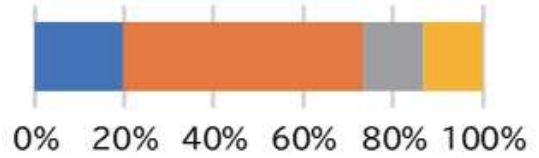
ア	人力	10
イ	機械	7
ウ	その他	3



内訳：地拵えなし2、不明1

図8 地拵えの費用はどの程度かかりましたか(1ha換算)

ア	10万円未満	3
イ	10万円以上50万円未満	8
ウ	50万円以上100万円未満	2
エ	100万円以上	2



植林後の下刈り（植栽した木の生育の支障となる雑草木の除去）作業は、ほとんどの場合、植栽後3年間以上実施されており（図9）、現在まで順調に生育していることがわかりました（図10）。

図9 下刈りは植栽後何年間行いましたか

ア	植栽後1年間	1
イ	植栽後2年間	1
ウ	植栽後3年間	9
エ	植栽後4年間以降も実施	6

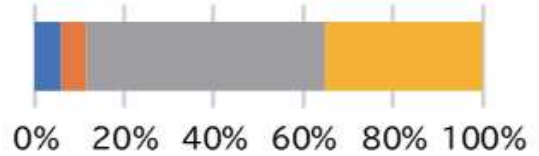
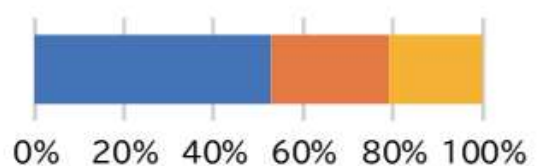


図10 現在の植栽木及び雑草木の生育状況について教えてください

ア	植栽木の生育順調・雑草木の問題なし	10
イ	植栽木の生育順調・雑草木の除去必要	5
ウ	植栽木の生育不調・雑草木の問題なし	0
エ	植栽木の生育不調・雑草木の除去必要	4



参考文献

農林水産省「荒廃農地の現状と対策（令和3年12月）」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/index-20.pdf>

農林水産省「地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築（案）（令和4年4月1日）」

https://www.maff.go.jp/j/study/tochi_kento/attach/pdf/index-133.pdf

農林水産省「第3回 長期的な土地利用の在り方に関する検討会（令和2年8月24日）」

https://www.maff.go.jp/j/study/tochi_kento/attach/pdf/index-15.pdf

林野庁「令和3年度 森林・林業白書」

農林水産省「農地の林地化（植林）に関する手続きと支援策」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/saitekitochiriyo-19.pdf>

林野庁「特用樹の造林に関する手続きと支援策」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/attach/pdf/tokuyouzyu-1.pdf>

農林水産省「中山間地域等直接支払制度」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

農林水産省「農山漁村振興交付金（中山間地域等農用地保全総合対策及び最適土地利用対策）」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html>

林野庁「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html>

林野庁「森林整備事業」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html

林野庁「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

林野庁「森林環境税及び森林環境譲与税」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

菌床椎茸共同組合「大人気の115って？」

<https://www.k-siitake.com/business/kodawari-saibai/115/>

国土交通省「国土の管理構想」

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html

農林水産省「地域計画策定マニュアル（案）」

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/chiiki_keikaku-15.pdf

農林水産省「活性化計画作成の手引き」

https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-37.pdf

農林水産省「最適土地利用対策簡易パンフレット（令和4年4月版）」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/saitekitochiriyo-23.pdf>

沖縄県「耕盤層（こうばんそう）と心土破碎（しんどはさい）」

<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-miyako-nokai/sa-toukibi/koubannsou-sinndohasai.html>

早生樹利用による森林整備手法ガイドライン（令和3年度改訂版）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/attach/pdf/R03mitudo_souseiju-11.pdf

季刊地域No.41「山に 農地に むらに 木を植える（2020年5月1日発行）」

季刊地域No.42「雑木とスギの知られざる値打ち（2020年8月1日発行）」

季刊地域No.47「使い切れない農地 どうする？ 誰に託す？/クマの害を防ぐ
（2021年11月1日発行）」

季刊地域No.49「どうする？ 使い切れない農地 Part2 粗放利用&みんなで活かす
（2022年5月1日発行）」

荒廃農地における植林 優良な取組事例集

(発行)

令和5(2023)年3月 林野庁

(作成)

一般社団法人 日本森林技術協会

〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地

TEL (03) 3261-5281 (代表) / FAX (03) 3261-5393

<http://www.jafta.or.jp>
